

○ 新宿区の役割

基礎自治体である新宿区の役割は、様々なホームレス状態にある人に対し、早い段階での相談・助言や適切な社会資源に結びつけることです。また、ホームレスであった人が再び路上生活に戻らないために、地域福祉の視点から地域生活を継続する支援を行います。

- 1 施策の総合化を図る。
- 2 地域のネットワークづくりを推進する。
- 3 情報の発信、施策の要望・提言に努める。

○ 東京都の役割

東京都の役割は、国との連携や東京 23 区との協議により、施設整備や住宅の確保などの社会資源の整備を促進することです。

- 1 強力なリーダーシップを発揮する。
- 2 東京 23 区への積極的な調整・助言を行う。
- 3 国への働きかけを強化する。

○ 国の役割

国の役割は、自治体の意見を取り入れた社会資源の整備や財政支援を行うなど、総合的な施策を策定し実施することです。

- 1 総合的な雇用・住宅対策等を推進する。
- 2 社会資源の整備を推進する。
- 3 積極的な財政支援を行う。
- 4 生活総合相談の広域的・総合的な取組みを展開する。



新宿区 福祉部 生活福祉課

〒160-0022 新宿区新宿5丁目18番21号

電話 03-3209-1111 FAX 03-3209-0278

新宿区 第Ⅱ期 ホームレスの自立支援等に関する推進計画

～ それぞれのタイプ・段階に応じた支援をめざして ～

新宿駅に代表されるターミナル、歌舞伎町などの繁華街、新宿中央公園・戸山公園等大規模な公園がある新宿区にとって、ホームレスへの対応は、避けることのできない大きな行政課題です。

従来からの路上生活が長期化・高齢化したホームレスに加えて、経済・雇用情勢の急速な悪化による非正規労働者等の解雇・派遣切れなど、職や住まいを失った相談者が急増しています。

現在、新宿区や都区共同事業で実施しているホームレス対策では「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」への対応には、質的にも量的にも困難を極めています。

限られた資源を有効に活用し、多くの人たちの自立を支援するためには、ホームレスのニーズ、支援段階に応じた総合的な取り組みと、質的な変化に対応する施策の展開が必要となっています。

〔基本方針〕

- ◎ 限られた資源の総合化を図り、自立への段階に応じた適切な支援の方向性を明らかにして、実効性の高い取り組みとします。
- ◎ 新宿区・東京都・国の役割を明確にし、総合的な施策の確立や財政負担のあり方などについて、積極的に提言・要望を行います。
- ◎ 多くの区民の協力と理解を深め、NPO等支援団体との連携もより一層強化します。

〔ホームレスの定義とタイプ〕

この推進計画では、ホームレスの定義として【ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法】で規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」に加えて「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」を対象とします。

限られた資源の有効活用、ホームレスそれぞれの態様・段階のニーズの違いに応じた総合的な施策の展開を図るために、下記の三つのタイプ別にホームレスのニーズを把握します。

- タイプ1 概ね 50 歳以上で、ホームレス生活が長期化した層
- タイプ2 概ね 50 歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援も必要な層
- タイプ3 概ね 50 歳以下を中心に、仕事と住宅が確保されれば、すぐにでも自立ができる層

〔 八つの基本施策 〕

1 相談体制の機能強化

3 福祉的支援の条件整備

5 就労支援

7 公共施設の適正管理

2 アセスメント(支援方法の判断・評価)システムの構築

4 施設・住宅資源の確保

6 人的資源の開発とネットワークづくり

8 人権啓発

◆ 具 体 的 な 施 策 の 推 進

1 相談体制の機能強化

相談は、「はじめの相談」「施設入所中の相談」「アパート生活後の相談」など、段階的にきめ細かく行うことにより、初めて効果的な支援に結びつきます。それぞれの段階に合った相談体制を充実し、ふさわしい支援策に結び付けます。

〔はじめの相談〕

①拠点相談事業(新宿区)

②巡回相談事業(都区共同)

〔施設入所中の相談〕

③巡回相談一時宿泊支援事業(新宿区・民間団体) **新規**

④地域生活サポート:宿泊所等入所者相談援助事業(新宿区)

〔アパート生活後の相談〕

⑤訪問サポート:地域生活安定促進事業(新宿区)

⑥自立支援システムによる生活支援(都区共同)

2 アセスメント(支援方法の判断・評価)システムの構築

アセスメントは、ホームレスに陥った要因やホームレス自身のニーズを把握し、それぞれにふさわしい自立施策に結びつけるために必要な、ホームレス対策共通の仕組みです。特別区人事・厚生事務組合やNPO等支援団体との連携により、より適切な評価を行うことができるアセスメントシステムの構築に努めます。

①アセスメント(支援方法の判断・評価)システムの構築(新宿区) **新規**

3 福祉的支援の条件整備

食料やシャワーの提供といった応急援護は、ホームレスの自立支援の第一歩です。また、地域での生活を継続するために「年金調査」や「住民登録の設定」など福祉的支援の条件整備をして、自立への支援をします。

①応急援護事業(新宿区)

②年金の調査(新宿区)

③住民登録の設定(新宿区)

4 施設・住宅資源の確保

施設・住宅資源の新たな確保は、高額な用地取得費が施設運営費を圧迫するため、国や東京都の積極的な財政支援にあわせて既存施設の有効活用を図り、それぞれの支援段階に合った施設の確保に努めます。

〔緊急応型〕

①民間宿泊所の借上げ(新宿区) **拡充**

②緊急一時宿泊事業(都区共同) **新規**

③緊急一時保護事業(特別区人事厚生事務組合)

〔地域生活移行:定着型〕

④生活支援付き住宅(施設)援助事業(国・東京都・新宿区) **新規**

⑤無料低額宿泊所の居宅生活移行支援事業(新宿区) **新規**

⑥自立支援ホーム(新宿区)

⑦住宅の確保(国・東京都)

⑧自立支援システム(都区共同)と厚生関係施設の再編整備計画

5 就労支援

就労支援は、経済的自立の中で最も重要ですが、国や東京都の基本的な役割です。関係機関との連携をより強化するために「新宿区自立支援連絡会」を設置すると共に、国や東京都にセーフティネットの充実や雇用の創出を要望します。

①就労支援(国・東京都)

②就労支援・住宅支援等相談機能との連携(新宿区) **新規**

③雇用対策におけるセーフティネットの充実(国・東京都)

6 人的資源の開発とネットワークづくり

ホームレス問題の解決には、地域の人々の理解や支えあいなどの地域福祉の観点から区民やNPO等支援団体との連携が欠かせません。「ホームレスの自立支援ハンドブック」の作成、「福祉関係職員の研修」の実施、「地域別連絡会議」の設置などで共通の認識を深めます。

①ホームレスの自立支援ハンドブックの作成(新宿区) **新規**

②福祉関係職員の研修の実施(特別区人事厚生事務組合)

③広域的な関係機関会議の設置(国・東京都)

④地域別連絡会議の設置(新宿区)

7 公共施設の適正管理

公共施設は一定のルールの下に誰もが自由に快適に利用できる場所であるべきです。迷惑行為等には、巡回相談員によるアウトリーチ活動、施設管理者や警察、支援団体等との連携を十分に図りながら、粘り強く対応します。

①大規模公園

②中小規模公園

③道路等

④図書館などの公共施設

8 人権啓発

区民や地域団体、NPO等支援団体などが、ホームレス問題への相互理解を深めながら、地域福祉を推進していくために啓発活動に取り組みます。

①ネットワークづくり等による啓発

②シンポジウム等を通じた啓発

③第Ⅱ期推進計画・区広報紙等を活用した啓発

計画の推進体制等

○庁内体制の再構築 ○就労・医療機関との協力体制づくり ○NPO等支援団体との連携強化

○計画期間:平成22年度～25年度(4年間) ○進捗状況の検証、適切な進行管理に努めます。